

国民健康保険特集号

発行：令和7年12月1日 伊丹市 健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課(国民健康保険担当)
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 TEL072-784-8040/FAX072-784-8124

中面の主な内容…2面／特定健診 3面／令和6年度伊丹市国民健康保険会計の決算と現状について 4面／各種お知らせ

医療機関等を受診の際は マイナンバーカードをご利用ください

※令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請することができます。解除申請をご希望の方は、加入している保険者にお問い合わせください。国民健康保険に加入している方は本人確認書類をもって市役所窓口にて申請してください。



どんないいことがあるの？

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会にカードの作成をご検討ください。



- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える。(ただし、保険者への届出は必要。)
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される。**(マイナ保険証をお持ちでない方で、限度額適用認定証が必要な方は限度額適用認定証の更新手続きが必要です。)**
- 本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる。
- マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる。**(特定健診の詳細は2面を確認)**
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。

まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください

現在お持ちの書類は？

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせが届いた方は、
マイナ保険証で医療機関等を受診してください。

●資格情報のお知らせとはマイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。

●**資格情報のお知らせのみでは受診等はできません**が、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合であっても、**マイナ保険証とセットで提示することで受診することができます。**



資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が交付されます！

●マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、**申請によらず**交付されます。

●**資格確認書**を医療機関等の窓口に提示することで、**これまでどおり受診等できます。**



マイナンバー 健康保険証として利用するためには!!

マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- ①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行 ATM から行う



マイナ保険証をお持ちでない方は？

マイナ保険証でないと受診等できないの？
マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。また、障害をお持ちの方など、**配慮が必要な方は、伊丹市国保年金課に申請することで資格確認書を取得できます。**親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。



国民健康保険の手続きがオンライン申請できるようになりました



オンラインで申請できる手続き

- ▶国民健康保険 加入・脱退
- ▶住所・氏名・世帯（主）変更
- ▶「資格確認書」「資格情報のお知らせ」再発行
- ▶減免・軽減（失業によるもの）
- ▶学生特例
- ▶「医療費のお知らせ」の再発行申請
- ▶限度額認定証の発行
- ▶所得の簡易申告
- ▶納付額確認書の発行
- ▶携帯電話番号登録

詳しくは、伊丹市オンライン申請ポータルをご確認ください。※オンライン申請には登録が必要です。

申請・手続きは
こちらから



40歳以上の伊丹市国保のご加入の方へ

特定健診

は



もう受けられましたか？

年に一度のセルフケア

伊丹市では3人に1人が受けています

特定健診は生活習慣病の早期発見のための健診です。

健康は目に見えないところで変化します。毎年受けることで、ささいな変化も見つけることができます。

年に一度の健診であなたの健康を守りましょう。

わかる病気の兆候

糖尿病、糖質異常症、高血圧症、動脈硬化症、慢性腎臓病、肝臓病など



実施期間

令和8年3月20日(金・祝)まで

終了間際は毎年大変混み合います。受診はお早めに。
※医療機関によっては、受付を早期に終了する場合があります。

検査費用

0円

お得！

検査時間

約1時間

※検査にかかる時間は目安です。
混雑状況により異なります。

健診内容



血液検査



身体測定



血圧測定



診察・問診



尿検査



心電図



特定保健指導
(該当者のみ)

受診の流れ

STEP1 受診先を選ぶ

①市内医療機関

②市保健センター

※申し込み時点で満員の日程がある可能性があります。

1月	30日(金)	午前	A
2月	16日(月)	午前	A
	28日(土)	午前	B
3月	5日(木)	午前	B

※全日程8時45分～11時15分受付
(時間の指定はできません。市が指定します。)

※Aは男性、Bは女性が先に受診

※胃がん(定員あり)・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診・
肝炎ウイルス検査も併せて受診できます

STEP2 申し込む

①市内医療機関

直接受診先へ申し込み
※医療機関一覧はこちら▶



②市保健センター

電子申請(右)
または
電話にて申込み
☎ 072-784-8080



※電子申請で希望日が満員(受付できない状態)になっていても、電話申込みができる場合があります。



STEP3 受診する

【持ち物】

①特定健診受診券

(受診券がお手元にない方は右の電子申請か下記まで)



②マイナ保険証

または資格確認書

健診結果について

①市内医療機関で受診した場合

健診結果を聞きに行く

※健診を受けた医療機関にご確認ください。

②市保健センターで受診した場合

約1ヶ月後に健診結果が自宅に届く

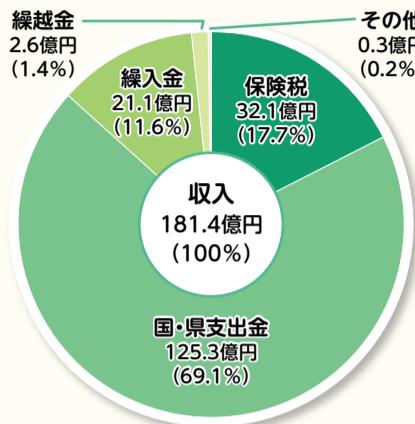
※マイナポータル上で令和2年度以降の特定健診結果を閲覧できるようになりました。令和3年度以降の健診結果については、健診受診月の2～3ヶ月後に閲覧が可能になります。また、マイナンバーカードを保険証利用された場合、本人の同意があれば、医療機関及び薬局において過去の健診結果情報の閲覧ができ、健康状態を医師や薬剤師等と共有できるようになっています。



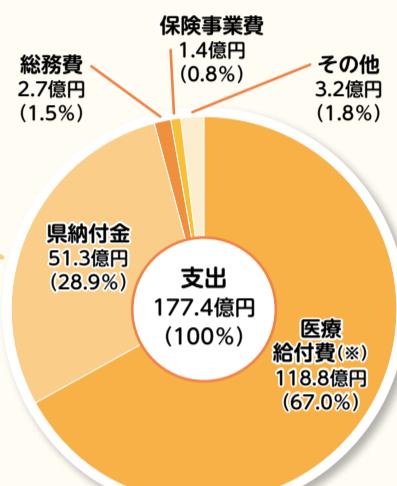
令和6年度 伊丹市国民健康保険会計の決算と現状について

国民健康保険（国保）は加入者の皆様が安心して医療を受けるため、加入者が保険税を支払うことで、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。平成30年度より県と市町がともに財政運営を行う県単位化が実施されています。以下に、令和6年度の市国保会計の収支と、取り巻く状況についてお知らせします。

令和6年度の市国保会計の収支について



令和6年度会計は、約4.0億円の黒字となりましたが、**実質単年度収支は約4.2億円の赤字**となっており、前年度からの繰越金や基金からの繰入金の活用によって運営されました。



県納付金とは、兵庫県全体でかかる医療費等を賄うために県内各市町が分担するお金です。



伊丹市マスコット たみまる

(基金残高) 5カ年で8.4億円減少

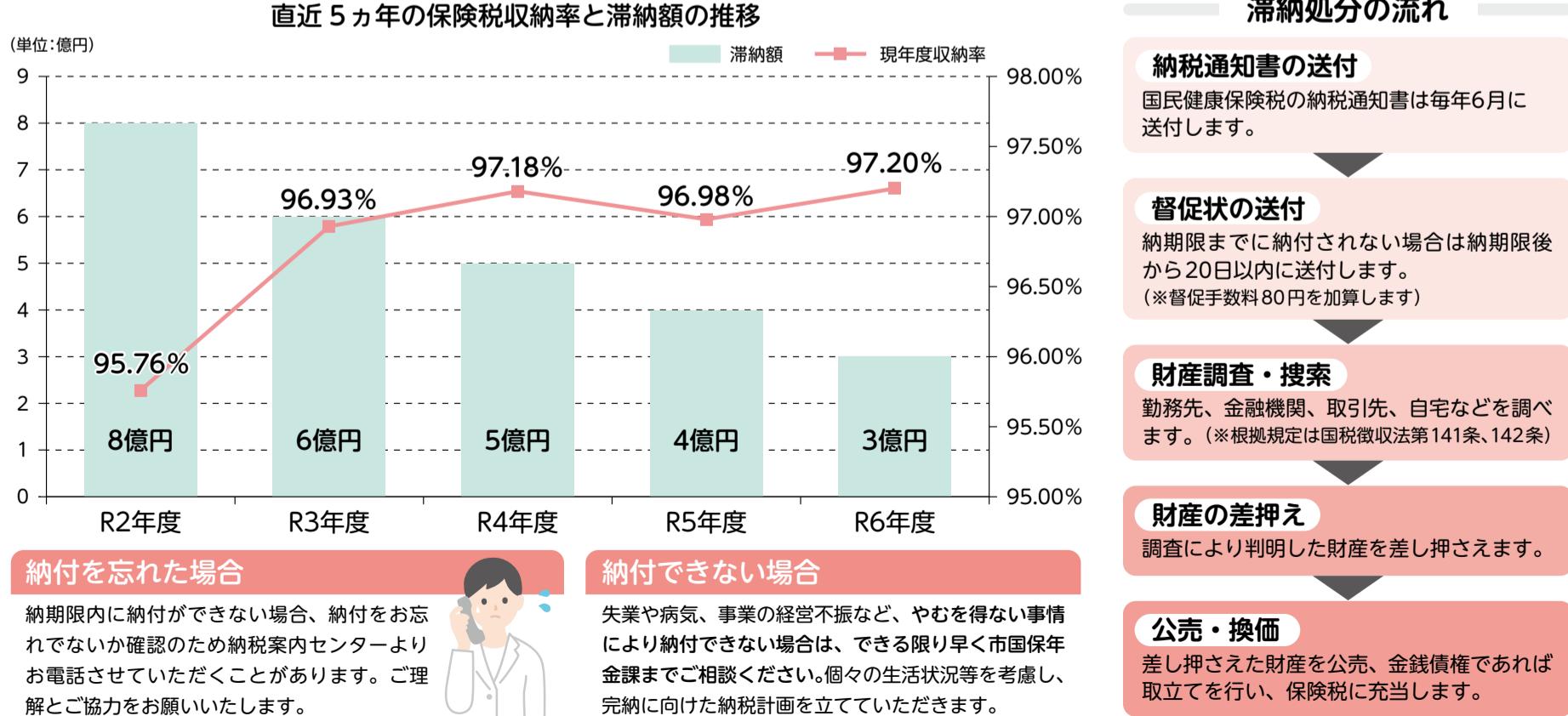
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基金残高	20.1億円	16.8億円	17.4億円	17.4億円	11.7億円

現在、各市町によって異なる保険税率が、令和12年度までに兵庫県内で統一されます。伊丹市は独自に基金を活用することで保険税率を低く抑えているため、統一されることにより保険税率は上昇することが予測されます。また、令和8年度より、子ども・子育て支援金の保険税の納付制度も開始される予定となっています。これらを踏まえ、保険税負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に保険税率の改定をしていく方向で検討を進めています。

保険税の滞納解消に向けた取り組み

市はこれまで、納期内に納付している多くの納税者の視点に立ち、税の公平性を確保するため、法律で与えられた権限行使して滞納処分を強化してきました。その結果、令和6年度における保険税の現年度収納率は97.20%となり（5カ年で1.44ポイント改善）、過去最高の収納率を達成しました（県下29市中1位）。引き続き、滞納処分等の取り組みを積極的に行っていきます。

納付資力があるにもかかわらず納付されていない場合は、税の公平性を保つため、財産を差し押さえ、保険税へ充当します。



お薬に関するご案内

セルフメディケーションを知っていますか?

セルフメディケーションとは

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることをセルフメディケーションと呼びます(WHOの定義)。普段より生活習慣病の予防や健康維持に努めるとともに、軽度な身体の不調のときは、OTC医薬品を上手に使いましょう。

※OTC医薬品…薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方箋無しに購入できる医薬品

●セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(※1)を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円を超える対象医薬品(※2)を購入した場合には、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」(通常の医療費控除との選択適用)を受けることができます。

(※1)特定健診、定期健診、がん検診など。

(※2)スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)。レシートや領収書は保管しておいて下さい。

申告に関するお問い合わせについて

確定申告は伊丹税務署(☎779-6121)、住民税申告は市市民税課(☎784-8022)へお願いします。



ジェネリック医薬品を使ってみませんか?

ジェネリック医薬品とは

先発医薬品(新薬)の特許期間が過ぎた後、医薬品メーカーが製造・販売する後発医薬品のことです。新薬に比べて安価ですが、有効成分や効き目、安全性は新薬と同等であることを国が認めています。また、味の改良や小型化など、新しい技術により新薬より飲みやすくなっているものが多く、安心・安全だから世界中で使われ、日本国内でも利用する人が増えています。

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定軽減される被保険者へ差額通知を送付しています。情報を上手に活用し、ジェネリック医薬品への切り替えをはじめましょう。
- 短期間だけジェネリック医薬品に切り替え、体に合うか試すことができます。また、変更前のお薬に戻すこともできます。

リフィル処方箋を知っていますか?

リフィル処方箋とは

症状が安定している患者で、医師が長期処方可能と判断した場合、一定期間・一定回数(最大3回)繰り返し使える処方箋です。

利用について

一度の診察で最大3回まで薬局で薬を受け取ることができるため、通院時間・通院での交通費・診察費用・診察の待ち時間などを減らすことができます。ご希望の場合は、かかりつけ医にご相談ください。

多くのお薬を服用していませんか?

ポリファーマシーとは

多くの薬を服用しているために、薬同士が影響し合い、薬が効きすぎてしまったり副作用を起こしている状態を「ポリファーマシー」と呼びます(単に服用する薬の数が多いことではありません)。複数の医療機関を受診するときは注意が必要です。

● お薬手帳は一冊に

同時に複数の医療機関を受診することによって、同じ効果の薬が重複して処方されてしまう可能性があります。処方されている薬がわかるように、お薬手帳は一冊にまとめて受診の際には必ず持参しましょう。

● 服薬情報のお知らせ

国保に加入している方のうち、お薬の量や種類について多く処方されている方に、年1回服薬情報のお知らせを送付しています。なお、治療の必要性から医学的な判断により、同じ成分の薬などが処方されている場合がありますので、ご自身の判断で服薬を中断せず、かかりつけ医や薬剤師に相談してください。



バイオ医薬品とバイオ後続品(バイオシミラー)を知っていますか?

バイオ医薬品とは

化学合成ではなく、遺伝子組み換え技術などにより開発されるタンパク質由来の医薬品です。今まで治療が難しかった病気への効果が期待されています。最先端技術を用いて開発されるため、医薬品の価格が高額になります。

バイオ後続品(バイオシミラー)とは

バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売され、バイオ医薬品と同等の効果や品質・安全性を有する医薬品です。

バイオ後続品(バイオシミラー)の利用

バイオ後続品はバイオ医薬品の約7割の価格で発売される医薬品です。バイオ医薬品に比べて価格が下がることで、患者や家族の経済的負担を減らすことができ、治療の新たな選択肢になります。



利用上の留意点

- 回数や期間は医師の判断によります。
- 投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬はリフィル処方箋による投薬はできません。
- 薬局で薬を受け取る際に薬剤師が服薬状況や体調を確認し、医師との情報連携の上、場合によってはリフィル処方箋を中止する場合があります。
- リフィル処方箋を使用するには期限があります。

…お薬に関するご質問について、詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

交通事故などの第三者行為により負傷した場合、「傷病届」の提出が必要です!

● 市役所へ第三者行為の届出!

交通事故などの第三者による不法行為(第三者行為)で負傷した場合でも、保険診療による治療などを受けることができます(示談等で金銭の授受がない場合に限る)。その際には必ず市に第三者行為の届出をしてください。

届出があることで、市は加害者へ医療費を請求することができ、不要な医療費の給付を防ぐことができます。

皆様の国民健康保険税の引き上げを抑制するために必要な情報です。

自損事故等で保険診療による治療などを受ける場合も、「第三者行為によるものではない」ことを知るために、届出の提出にご協力をお願いいたします。

● 「傷病原因回答書」が届いたら、かならず回答を!

国保に加入している方のうち、負傷の原因が第三者行為でないか確認する必要がある方に傷病原因回答書を送付しています。

照会文書が届いた際は、ご回答にご協力を願います。

国保へ届け出る前に示談が成立している場合や、相手から治療費を受け取っている場合は国保での治療を受けられませんのでご注意ください。

● 業務中や通勤途中の怪我には国民健康保険は使えません!

労働者が業務中または通勤途中の災害によって負傷、または病気にかかった場合(労働災害)は、労災保険制度により治療費などの給付が行われます。

労働災害の場合は、国民健康保険は使わず、必ず労災保険の請求をお願いいたします。

第三者行為の例

- 自動車、自転車などの交通事故
- 暴行を受けたとき
- 他人の飼い犬等による咬傷
- 飲食店における食中毒
- 工事現場からの落下物による怪我
- スキー、スノーボードなどの衝突・接触事故

